

東京都公害防止資金貸付け等に関する規則を廃止する規則

東京都公害防止資金貸付け等に関する規則（平成元年東京都規則第二百十号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による廃止前の東京都公害防止資金貸付け等に関する規則（以下「旧規則」という。）に基づき貸付け又は融資あつせんによる融資を受けている資金については、旧規則の規定は、なお効力を有する。